

医政地発 0126 第 1 号
令和 8 年 1 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救命救急センターの新しい充実段階評価について

救命救急センターの充実段階評価については、充実度を評価することにより、個々の救命救急センターの機能の強化、質の向上を促し、もって全国の救急医療体制の強化を図る目的で、「救命救急センターの新しい充実段階評価について」（平成 30 年 2 月 16 日付け医政指発第 0216001 号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「旧通知」という。）において、評価項目等を示した上で、毎年実施しているところである。今般、「救急・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ」、「救急医療等に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、下記のとおり新しい評価方法を取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、管下の関係機関に周知をお願いする。

救命救急センターの充実には、当該救命救急センターを設置する病院及び地域の全面的な支援が不可欠であることから、各都道府県におかれては、新しい充実段階評価を参考に、管下の救命救急センターを設置する病院に対して、救命救急センターの機能の強化・質の向上について一層の取組を促すとともに、各病院への格段の支援をお願いする。

なお、旧通知については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1 評価項目及び配点基準

充実段階評価の見直しについては、今回、他職種連携の観点から看護師の配置等に係る評価項目を新設し、また、医療機能の評価に関する項目を一部変更することとした。なお、別添 1 の「今後の評価項目として引き続き検討を要する項目」についても、今後の評価項目とすることを見据えて、ワーキンググループにおいて引き続き検討を進め

ていく予定であるためその旨ご承知おき頂きたい。

新しい充実段階評価の評価項目及び配点基準は別添2のとおりであり、評価項目の定義等については別添3のとおりである。年間重篤患者数を記載する別表は、これまでどおり充実段階評価の提出と併せて提出をお願いする。

なお、評価項目には、病院の管理者が担当する評価項目と救命救急センター長が担当する評価項目があるが、最終的には全ての評価項目に関する評価結果について、病院の管理者が確認するよう留意されたい。

2 評価区分

新しい充実段階評価においては、これまで通り、S評価、A評価、B評価、C評価の4段階の評価とする。項目の追加に伴い、合計点を102点とし、各評価の点数幅を2点ずつ上げている。なお、これまで通り、「評価点」と「是正を要する項目」を用いた評価を行う。評価区分については、別添4のとおり。

3 新しい充実段階評価の開始時期

新しい充実段階評価については、令和7年の評価より行う。

令和7年実績（令和7年1月から令和7年12月までの実績）に基づき実施する令和7年の充実段階評価は、令和8年1月頃に調査を依頼し、令和7年度末に結果公表予定である。各年度の実績ではなく各年の実績に基づき記載することに留意されたい。

4 評価結果の都道府県による確認

新しい充実段階評価の実施に当たっては、各都道府県において、医療法（昭和23年法律205号）第72条の規定に基づく医療審議会を活用するなどして、各病院の評価結果が実態に即しているかどうか、これまで以上に十分に確認するようお願いする。